1				資料3	
2					
3		動物用ワクチンの添	加剤	の分類(案)	
4					
5					
6	۲	れまで、農林水産大臣から食品健康影響	擊評価	を求められた、使用制限期間が設定さ	
7	れている既承認の動物用ワクチンの添加剤及び動物用ワクチン添加剤として使用され				
8	る成	:分について、別紙の「動物用ワクチンの	り添加	剤の成分の評価の進め方について」に	
9	基づき分類を行った。				
10	今	般、新たに11成分について評価を求め	られ、	別紙に基づく分類を行った。	
11					
12	1. 食	:品又は食品から通常摂取されている成分	分(48	成分)	
13					
L4	(1)食品(13 成分)				
15	本項目には、食品として摂取される成分が区分される。動物用ワクチンの添加剤とし				
16	て含まれる本項目の成分の食品健康影響は、食品として摂取される場合と、人の健康に				
L7	及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。				
18	本	項目に区分される成分は、以下のとおり	9。		
19	1	~ # 1 n.	7	スクロース【白糖】1	
	1. 2.	エタノール 塩化ナトリウム	7. 8.	ゼラチン	
	2. 3.	塩にノドックム カゼイン加水分解物	o. 9.		
	3. 4.	カゼイン酵素消化物		ダイズ製ペプトン	
	5.	酵母(抽出物を含む。):			
	υ.	Saccharomyces 属由来のものに限	11.		
		Saccination yees 海田水ののでは、	12	ピーナッツオイル【落花生油】	
	6.	米ぬか油【米油】		水 (精製水、注射用水等を含む。) 2	
20	٥.	×100-00	10.		
21	(2)	食品から通常摂取されている成分(35)	成分)		
22	本項目には、天然に含まれている成分として食品から通常摂取される成分が区分され				
23	る。動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は、食品から				
24	通常摂取される場合と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。				
25	本	項目に区分される成分は、以下のとおり)。		

 ^{1 【 】}内は別名を示す。
 2 ()内は同じ分類で取扱いが可能と考えられる成分を示す。

- 1. L-アスパラギン(水和物を含む。)
- 2. L-アスパラギン酸 (ナトリウム塩及 びその水和物を含む。)
- 3. L-アラニン
- 4. L-アルギニン塩酸塩
- 5. Lイソロイシン
- 6. オレイン酸 (ナトリウム塩を含む。)
- 7. グリシン
- 8. L-グルタミン
- 9. L·グルタミン酸 (グルタミン酸ナト リウムを含む。)
- 10. コレステロール
- 11. **L**-シスチン (塩酸塩及びその水和物 を含む。)
- 12. L-システイン (塩酸塩及びその水和 物を含む。)
- 13. スペルミン(四塩酸塩を含む。)
- 14. L-セリン
- 15. チアミン塩酸塩
- L-チロシン (ナトリウム塩及びその 水和物を含む。)

- 17. デキストラン
- 18. トコフェロール酢酸エステル
- 19. L-トリプトファン
- 20. L-トレオニン
- 21. ナイアシンアミド【ニコチン酸アミ ド】
- 22. L-バリン
- 23. パントテン酸カルシウム
- 24. ビオチン
- **25.** L-ヒスチジン (塩酸塩及びその水和 物を含む。)
- 26. ピリドキサル塩酸塩
- 27. L-フェニルアラニン
- 28. フコイダン
- 29. L-プロリン
- 30. L-メチオニン
- 31. 葉酸
- 32. ラクトース (水和物を含む。) 【乳糖】
- 33. L-リジン (L-リシン塩酸塩を含む。)
- 34. リボフラビン
- 35. L-ロイシン

2 3

2. 食品添加物として使用されている成分(2328 成分)

456

7

8

9

10

11

12

(1) 食品添加物 (日本) (2226 成分)

本項目には、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく食品添加物として使用されている成分であって、食品添加物として添加できる上限値がある場合は、動物用ワクチンの添加剤として使用される 1 用量中の含有量を確認し、上限値を超えるものではないことが確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は、食品添加物として通常摂取される場合と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

13 本項目に区分される成分は、以下のとおり。

- 1. アルギン酸ナトリウム
- 2. イノシトール
- 3. 塩化カリウム
- 4. 塩化カルシウム(水和物を含む。)
- 5. 塩化マグネシウム
- 6. キラヤサポニン【キラヤ抽出物】
- 7. グリセリン
- 8. グリセリン脂肪酸エステル
- グルコン酸カルシウム(水和物を含む。)
- 10. コハク酸 (ナトリウム塩及びその水 和物を含む。)
- 食用青色 1 号【ブリリアントブルー CFCF】 渡邊専門委員修文
- 12. 食用赤色 102 号【ニューコクシン】
- 13. ショ糖脂肪酸エステル
- 14. D-ソルビトール

1 2

3

4

56

7

8

9 10

11

1213

- 15. 炭酸水素ナトリウム
- 16. バニリン【ワニリン】

- 17. パパイン
- 18. ポリアクリル酸ナトリウム
- 19. ポリビニルピロリドン【ポビドン、 ポリビドン】: ヒドラジンの含有が 1 ppm 以下のもの
- **20.** マグネシウム硫酸塩(水和物を含む。)
- **21.** リン酸三ナトリウム (水和物を含む。)
- 22. リン酸水素二カリウム(水和物を含む。)
- 23. リン酸水素二ナトリウム (水和物を 含む。)
- **24.** リン酸二水素カリウム (水和物を含む。)
- 25. リン酸二水素ナトリウム (水和物を 含む。)
- 26. レシチン【ホスファチジルコリン】

(2)食品添加物(海外)(42/成分)

本項目には、日本国外で食品添加物として使用されている成分であって、個別に検討した結果、[2.(1)]の項目と同様の取扱いができると確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

本項目に区分される成分は、以下のとおり。

1. 酵母(抽出物を含む。): トルラ酵母 2. <u>水素添加大豆レシチン【水添レシチ</u> (*Candida utilis*) 由来のものに限 <u>ン</u>】 る。

3. 一日摂取許容量 (ADI) の設定や最大残留基準値 (MRL) の設定は不要とされている成分 (2831 成分)

1	(1) 日本において ADI の設定は不要と評価されている成分又は対象外物質(1成分)
2	本項目には、日本において ADI の設定は不要であると評価されている成分(以下「ADI
3	設定不要成分」という。)又は食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、食品に残留す
4	ることにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働
5	大臣が定める物質(以下「対象外物質」という。)が区分される。動物用ワクチンの添加
6	剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。
7	本項目に区分される成分は、以下のとおり。
8	
	1. コリン(塩化コリン及び重酒石酸コリンを含む。)
9	
10	(2) ADI 設定不要成分又は対象外物質と同様の取扱いとされる成分(1 成分)
11	本項目には、個別に検討した結果、[3.(1)] の項目と同様の取扱いができるものと判
12	断された成分が区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項
13	目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。
14	
	① 流動パラフィン(軽質流動パラフィンを含む)【ミネラルオイル、軽鉱物油等】:
	食品添加物(米国食品医薬品庁(FDA)又は欧州連合(EU)の規格のものを含
	む。)、日本薬局方、欧州薬局方/英国薬局方(EP/BP)、米国薬局方(USP)の規
	格のもの又はそれらに相当するものに限る。
15	
16	流動パラフィン(軽質流動パラフィンを含む)【ミネラルオイル、軽鉱物油等】に
17	ついては、海外の Paraffin Oil の評価書等から、食品添加物(FDA 又は EU の規格
18	のものを含む)、日本薬局方、EP/BP 若しくは USP の規格に合致するもの又はそれ
19	らに相当するものであれば、対象外物質であるパラフィンと同様の取扱いができる
20	ものと判断された。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本成分の
21	食品健康影響は無視できるものと考えられる。
22	
23	(3) 国際機関等において ADI 等の設定又は MRL の設定は不要とされている成分 (<mark>2629</mark> 成
24	分)
25	① 国際機関等において ADI の設定は不要とされている成分(<mark>23</mark> 成分)
26	(ア)JECFAにおいて ADI の設定は不要とされている成分(<mark>23</mark> 成分)

本項目には、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)において ADI が "Not Limited" (制限しない) 又は "Not Specified" (特定しない) と評価されている 物質であって、個別に検討した結果、[3.(1)] の項目と同様の取扱いができると確認 されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

本項目に区分される成分は、以下のとおり。

1. 塩酸

- 3. 水酸化ナトリウム
- 2. 水酸化カリウム【カセイカリ】

2 3

② 国際機関等において MRL の設定は不要とされている成分 (2426 成分)

4 5 (ア) EU において薬理活性はあるが、動物用医薬品として使用される投与経路及び量から薬理活性がないものとして扱ってよいとされている成分(1112成分)

6 7

8

欧州医薬品庁(EMA)では、添加剤成分を含む動物用医薬品の投与経路及び当該添加剤成分の量では投与した対象動物に薬理活性を示さないことから、当該添加剤成分のMRLの設定は不要であると判断している。食品安全委員会は、動物用ワクチンの添加剤については、薬理活性を示さない量であれば、食品健康影響は無視で

9 10

きると考える。

11

12

1314

本項目には、EMA において MRL の設定は不要であると判断されている成分であって、個々の成分の動物用ワクチンの添加剤として使用される1用量中の含有量が薬理活性を示さない量であると考えられたことから、[3.(1)] の項目と同様の取扱いができると確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加

15 剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

本項目に区分される成分は、以下のとおり。

- 1. カルボキシビニルポリマー [CAS No. 9003-01-4]
- ジエチルアミノエチルデキストラン
 ン【DEAE-デキストラン】
- 3. シメチコン [CAS No. 8050-81-5]
- スクアラン【スクワラン】[CAS No. 111-01-3]: ただし、アジュバント成分として使用するもの
- 5. スルホリポ-β-シクロデキストリン
- 6. トリエタノールアミン [CAS No. 102-71-6]
- トリスアミノメタン【トリス(ヒドロキシメチル)アミノメタン】[CAS No. 77-86-1]:緩衝液の成分として0.65 mg/kg 体重 3まで使用するもの

- 10. ポリオキシエチレンオレイルエー テル【脂肪族アルコール及びポリゾ ールエーテル、ポリエチレングリコ ールモノオレイルエーテル】 [CAS No. 9004-98-2]: 0.95 mg/kg 体重ま でのもの
- 11. ポリミキシンB(ポリミキシンB硫酸塩を含む)[CAS No. 1404-26-8]:500 μg(約5,000 IU)/用量又は8μg(約80 IU)/kg体重のいずれか低い量のもの
- 12. マレイン酸 [CAS No. 110-16-7]: ただし、緩衝液の成分として 0.39 mg/kg 体重まで使用するもの

³ 動物体重当たりを示す。この項について同じ。

- 8. へペス (ナトリウム塩を含む。) 【HEPES、HEPES-Na】[CAS No. 7365-45-9、75277-39-3]: 緩衝液の 成分として使用するもの
- 9. ポリエチレングリコールオレイン 酸エステル (マクロゴール 400 オレ エイトを含む) 【マクロゴールオレ イン酸エステル】 [CAS No. 9004-96-0]: 1.15 mg/kg 体重までのもの

7 8 9

10 11

12 13

14

(イ) EU において薬理活性はあるが、MRL の設定は不要とされている成分(4314 成分) EU において、薬理活性を有する物質であっても、人の健康保護の観点から、MRL の設定は不要であると判断されている成分がある。食品安全委員会は、動物用ワクチンの添加剤については、薬理活性を示すものであっても、その成分の科学的知見から人の健康に影響を与えるようなものでないと判断できれば、食品健康影響は無視できると考える。

本項目には、EU において MRL の設定は不要であると判断されている成分であって、個々の成分の科学的知見を基に、EU において MRL の設定は不要とされたことは妥当と考えられたことから、[3.(1)] の項目と同様の取扱いができると確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

本項目に区分される成分は、以下のとおり。

- 1. アスパラギン酸カルシウム
- 2. アスパラギン酸マグネシウム
- 3. オレイン酸エチル
- 4. グルコン酸マンガン
- 5. グルタルアルデヒド
- 6. チメロサール【エチルメルクリチオ サリチル酸ナトリウム】: 1 用量中 0.02%を超えない濃度までのもの
- 7. フェノール

- 10. ポリソルベート 85【トリオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン、トリオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン(20 E.O.)】
- 11. ホルムアルデヒド (ホルマリンを含 す。)
- 12. 無水マンニトールオレイン酸エス テル【AMOE】(マンニトールオレイ ン酸エステル、マンナイドモノオレ エートを含む。) ⁴

⁴ 無水マンニトールエーテルオクタデセン酸エステルは、脂肪酸がオレイン酸であることが確認されたことから、無水マンニトールオレイン酸エステル(マンニトールオレイン酸エステル、マンナイドモノオレエートを含む)と一つにまとめて評価した。

- ポリオキシエチレン硬化ひまし油 40~60 (ポリオキシエチレン硬化ひ まし油 50 を含む。)
- 9. ポリオキシプロピレンポリオキエ チレンブロックコポリマー【ポロキ サマー】
- 13. モノオレイン酸ポリオキシエチレ ンソルビタン ((6E.O.)を含む)
- 14. リン酸マグネシウム (第一リン酸マグネシウム【リン酸二水素マグネシウム】、第二リン酸マグネシウム【リン酸一水素マグネシウム】、第三リン酸マグネシウム【リン酸三マグネシウム】及びいずれの水和物を含む。)

4. ADI 等が設定されており、かつ、含有量が当該 ADI 等を上回らない成分(1012 成分)

3 4 5

6 7

8

9

10

1112

13

- (1) 日本において ADI 等が設定されており、かつ、含有量が当該 ADI 等を上回らない成分 (4成分)
- ① 食品安全委員会において ADI 等が設定されており、かつ、含有量が当該 ADI 等を上回らない成分 (2 成分)

本項目には、食品安全委員会において ADI 又は耐容一日摂取量 (TDI) が設定されている成分であって、個々の成分の動物用ワクチンの添加剤として使用される 1 用量中の含有量を小児 (1~6歳) の平均体重 (16.5 kg) で除した結果、当該成分の ADI 又は TDI を超えるものではないことが確認されたものが区分される。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

14 えられる。15 本項目に区分される成分は、以下のとおり。

16

- 2. ホウ酸ナトリウム:1用量中 0.0044 mg (ホウ素として 0.776 μg) までの もの
- 3. ポリソルベート 80【オレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン、モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン(20 E.O.)】:1用量中145.1 mgまでのもの

1718

19

20

2122

23

② 食品安全委員会以外の日本の機関において ADI 等が設定されており、かつ、含有量が当該 ADI 等を上回らない成分(2成分)

本項目には、食品安全委員会以外の日本の機関において ADI 等が設定されている 成分であって、個々の成分の評価について検討した結果、食品安全委員会の評価と同 等に扱ってよいと考えられ、個々の成分の動物用ワクチンの添加剤として使用される 1 用量中の含有量を小児 (1~6歳) の平均体重 (16.5 kg) で除した結果、当該成分の

ADI 等を超えるものではないことが確認されたものが区分される。したがって、動物 1 用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考え 2 3 られる。 本項目に区分される成分は、以下のとおり。 4 5 1. ネオマイシン:1 用量中 0.0025 mg(力 2. ゲンタマイシン硫酸塩:1 用量中 0.04 価)までのもの mg(力価)までのもの 6 (2) 国際機関等において ADI 等が設定されており、かつ、含有量が当該 ADI 等を上回ら 7 8 ない成分(68成分) 本項目には、国際機関等(JECFA、欧州食品安全機関 (EFSA) 等)において ADI 等 9 が設定されている成分であって、個々の成分の評価について検討した結果、日本の評価 10 と同等に扱ってよいと考えられ、個々の成分の動物用ワクチンの添加剤として使用され 11 る1用量中の含有量を小児(1~6歳)の平均体重(16.5 kg)で除した結果、当該成分 12 の ADI 等を超えるものではないことが確認されたものが区分される。したがって、動物 13 14 用ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考え 15 られる。 16 本項目に区分される成分は、以下のとおり。 17 亜硫酸水素ナトリウム:1 用量中 パラオキシ安息香酸エチル【4-ヒド 1. 5. 0.01 mg までのもの ロキシ安息香酸エチル、エチルパラ 2. アルミニウム 5「塩化アルミニウム ベン】: 1 用量中 5 mg までのもの (塩化アルミニウム(III)・六水和物 ベンジルアルコール:1 用量中21.00 6. を含む。)、水酸化アルミニウム(水 mgまでのもの 酸化アルミニウムゲルを含む。)及び ポリビニルアルコール:1 用量中 7. リン酸アルミニウム(リン酸アルミ 65.0 mg までのもの ニウムゲルを含む。)]:1 用量中アル モノオレイン酸ソルビタン:1 用量 8. ミニウムの合量として 4.0 mg まで 中 64.7 mg までのもの のもの ストレプトマイシン(ジヒドロスト 3. レプトマイシン、ストレプトマイシ

ン硫酸塩を含む):1 用量中 0.2 mg

までのもの

⁵ 塩化アルミニウム (塩化アルミニウム (III)・六水和物を含む)、水酸化アルミニウム (水酸化アルミニウムゲルを含む) 及びリン酸アルミニウム (リン酸アルミニウムゲルを含む) の3成分をまとめて記載した。

4.	ソルビタン脂肪酸エステル 6 [ソル
	ビタンオレイン酸エステル(モノオ
	レイン酸ソルビタン、セスキオレイ
	ン酸ソルビタンを含む。)]:1用量中
	合量として 51 mg までのもの

5. その他 (78 成分)

(1)物質の性状等から人への健康影響は無視できると個別に判断される成分

本項目には、1. ~4. に該当しない成分であって、個別に検討した結果、動物用 ワクチンの添加剤として含まれる本項目の成分の食品健康影響は無視できると考えら れるものが区分される。

① フェノールレッド (ナトリウム塩を含む。) 【フェノールスルホンフタレイン】: 1 用量中 0.02124 mg までのもの

「フェノールレッド(ナトリウム塩を含む。)【フェノールスルホンフタレイン】」は、人用医薬品(腎機能検査薬)で使用されている成分である。本成分が人の血液内に入った場合には速やかに腎臓から排泄されることが報告されている。また、動物用ワクチンの添加剤としての本成分の1用量中の含有量は人用医薬品の投与量の約1/282であり、本成分を含む動物用ワクチンが動物に接種された場合には、本成分は速やかに動物から排泄され、畜水産物に残存する可能性はないと考えられる。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

② テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット:医薬部外品原料規格基準の規格のもの又はそれに相当するものに限る。1 用量中 3.8 mg までのもの

「テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット」は、「ポリオキシエチレンソルビトール脂肪酸エステル」に含まれる成分であり、医薬部外品原料規格基準に収載されている成分である。

 なお、海外の資料(米国 Cosmetic Ingredient Review)では、「ポリオキシエチレンソルビトール脂肪酸エステル」と「ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル」を「Polysorbates」というカテゴリーにまとめ、当該カテゴリーの化粧品成

⁶ ソルビタンオレイン酸エステル(モノオレイン酸ソルビタン、セスキオレイン酸ソルビタンを含む。)、 ソルビタン脂肪酸エステルの2成分をまとめて記載した。

 分としての安全性審査を行っている。そのため、動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価においては、テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビットについても「ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル」と同様の取扱いが出来るものと考えられる。「ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル」には、ポリソルベート85【トリオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン】やポリソルベート80【オレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン、モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン(20.E.O)】が含まれる。これらの成分は、「食品健康影響評価について(回答)」(平成27年2月17日付け府食第121号)において、それぞれ別紙の3.(3)②(イ)及び4.(1)①に該当すると判断されている。

以上のことから、テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビットは、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

③ ポリオキシエチレン 25 硬化ひまし油: 医薬部外品原料規格基準又は EP/BP の規格のもの又はそれに相当するものに限る。

「ポリオキシエチレン 25 硬化ひまし油」は、「ポリオキシエチレン硬化ひまし油」 に含まれる成分であり、「ポリオキシエチレン硬化ひまし油」は医薬部外品原料規格 基準に収載されている成分である。

なお、この成分は、欧州薬局方/英国薬局方(EP/BP)の規格の「ポリオキシエチレン硬化ひまし油(Macrogol Hydroxy Stearate)」にも含まれており、この規格では、ポリオキシエチレングリコールの付加モル数を 7~60 の範囲としている。海外の資料(米国 Cosmetic Ingredient Review)では、ポリオキシエチレングリコールの付加モル数が 2~200 の範囲の「ポリオキシエチレン硬化ひまし油」を、「the PEGylated Oil ingredients」というカテゴリーにまとめ、当該カテゴリーの化粧品成分としての安全性審査を行っている。そのため、動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価においては、ポリオキシエチレングリコールの付加モル数が 25 であるポリオキシエチレン 25 硬化ひまし油についても、付加モル数が 40~60 であるポリオキシエチレン硬化ひまし油 40~60 と同様の取扱いが出来るものと考えられる。ポリオキシエチレン硬化ひまし油 40~60 は、「食品健康影響評価について(回答)」(平成 27 年 2 月 17 日付け府食第 121 号)において、別紙の 3. (3)②(イ)に該当すると判断されている。

以上のことから、ポリオキシエチレン 25 硬化ひまし油は、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

④ エデト酸(2ナトリウム塩及び4ナトリウム塩を含む。)【EDTA】

「エデト酸(2ナトリウム塩及び4ナトリウム塩を含む。)【EDTA】」は、エチレンジアミン四酢酸の遊離酸又はナトリウム塩である。これらはキレート作用を有し、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム塩は添加物、人用医薬品(解毒剤)や医薬品添加物として使用されるほか、エチレンジアミン四酢酸四ナトリウムも医薬品添加物として使用される。

これらの成分は、非経口(静脈内、筋肉内、皮下、腹腔内)投与された場合には、投与された動物又は人体液中を速やかに拡散し、体内のカルシウムイオン、亜鉛イオン等とキレートを形成し尿中に排泄されることが報告されている。また、経口投与された場合は、ほとんどが未変化体で糞中に排泄されることが報告されている。このため、本成分を含む動物用ワクチンが動物に接種された場合には、体内に入った本成分は速やかに動物体内で拡散し、尿中に排泄される、又は腎臓に残留するが僅かである(0.1%以下)ことから、畜水産物に残存する可能性はほとんどなく、食品として人が経口摂取した場合でも、人体内でキレート作用を示す可能性はないと考えられる。したがって、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

⑤ クロロホルム:哺乳類動物のワクチンの添加剤としての使用に限り、1 用量中の量が 1%w/v を超えない濃度であり、かつ、動物 1 頭当たり 20 mg を超えない量のもの。

クロロホルムは、かつて吸入麻酔薬として使用されたが、強力な肝・腎障害作用 のため、現在用いられていない物質である。防腐作用を有することから、ワクチン の添加剤として、主に防腐剤として用いられる。

21 クロロホルムのワクチンの添加剤として使用する場合の評価が EMA により実施 22 されており、この評価書、生理学的薬物動態モデル (PBPK モデル) や暴露量に関 23 する文献等を基に、クロロホルムのワクチン添加剤としての使用に係る食品健康影

24 響評価を行った。

クロロホルムは、げっ歯類の肝臓及び腎臓に腫瘍を発生させるが、遺伝毒性試験の結果から、クロロホルムによる発がんに関して遺伝毒性の関与はないと考えられ、 閾値が存在すると考えられた。EMA は ADI を 10 μg/kg 体重/日と設定している。

EMA は、PBPK モデルを用いてクロロホルムを含有するワクチンを投与された 牛、豚及び羊におけるクロロホルムの残留性及び上記の ADI を確実に下回るため の使用の制限について検討している。EMA は、哺乳類動物を対象とするワクチン の添加剤としての使用に限定し、1 用量当たりのクロロホルムの量を 1%w/v を超えない濃度とする、かつ動物 1 頭当たり 20 mg を超えない量とする場合には、クロロホルムを含有するワクチン投与後の動物由来の食品を人が摂取しても、ADI を十分下回り、MRL の設定は必要ないと判断している。

食品安全委員会動物用医薬品専門調査会は、クロロホルムについて検討した結果、EMAのPBPKモデルは妥当なものと判断した。一方で、暴露評価が、予測モデルに基づいた投与12時間後の値を用いて実施されているが、成人のみでの検討であり、小児における検討が行われていなかった。また、一つの動物種からの暴露の可能性のみの検討であり、複数の動物種において、クロロホルムを含有するワクチンが投与される可能性についての検討がなされていなかった。そのため、本専門調査会において、EMAの予測モデルに基づいた値を用いて、クロロホルムを含有するワクチンを投与した牛、豚及び羊を由来とする食品を人が摂取したと仮定したときの暴露量を確認したところ、EMAが確認している予測モデルの投与12時間後の値であれば、ADIを下回り、MRLの設定は必要ないと判断した。

以上のことから、クロロホルムは、哺乳類動物を対象とするワクチンの添加剤としての使用に限定し、1 用量当たりのクロロホルムの量を 1%w/v を超えない濃度とする、かつ動物 1 頭当たり 20 mg を超えない量とする場合であって、投与された動物が投与 12 時間以内に食用に供されることのない場合には、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

⑥ 牛血清

牛血清は、牛の血液より得た血清(牛血清アルブミンとして精製されたものを除く。)であり、ワクチンの製造工程における培養液に添加して用いられるほか、安定剤として用いられる。本成分は、生物由来原料に該当することから、動物用生物由来原料基準(平成15年7月28日農林水産省告示第1091号)(以下「原料基準」という。)に基づいたリスク管理措置が行われる。原料基準では、病原微生物や牛海綿状脳症の病原体の汚染防止や健康な動物由来の原料を用いること等が規定されており、動物用ワクチンの添加剤として使用される牛血清は、原料基準を遵守したものである。また、本成分を用いた生ワクチンに該当する製剤については、動物用生物学的製剤基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)により、無菌試験法、マイコプラズマ否定試験や迷入ウイルス否定試験等で試験するときに適合しなければならないとされている。今般の食品健康影響評価では、病原体の汚染に対するリスクについては原料基準の遵守及び製剤の製造工程で規定される各種試験への適合により排除される。したがって、健康な動物由来の牛血清として評価を行った。

通常、人は牛由来の肉等を介して微量の牛血清を経口的に摂取している。動物用 ワクチンを介して牛に投与された牛血清は、投与された牛個体の血清とほぼ同一の 成分で構成されていると考えられ、牛由来の食品を介して人が暴露される牛血清の リスクを増加させることはないと考えられる。また、牛以外の動物に動物用ワクチ ンを介して投与された牛血清は各種動物体内で免疫学的又は生理的に処理され、分

解されると考えられ、牛以外の動物由来の食品を介して人が暴露される動物用ワク チンに由来する牛血清の量はごく僅かと考えられる。

したがって、原料基準が遵守され、かつ、製剤の製造工程で規定される各種試験に適合する限り、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本成分の食品健康影響は無視できると考えられる。

6 7

1 2

3

4

5

⑦ 動物由来タンパク質分解物(動物組織を酵素や酸で消化分解したもの及び動物性ペプトンを含む。)

8 9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

1920

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

動物由来タンパク質分解物(動物組織を酵素や酸で消化分解したもの及び動物性 ペプトンを含む。)は、動物(牛、豚及び鶏)に由来する組織(筋肉、内臓及びゼラ チン)又は牛に由来する乳(カゼイン及び乳清を含む)を酸(塩酸)又は酵素(ペ プシン、パンクレアチン、トリプシン、パパイン、細菌性プロテアーゼ等)により 加水分解又は酵素分解したものである。通常「ペプトン」と呼ばれ、タンパク質の 部分分解によって得られるポリペプチドの混合物である。ワクチンの製造工程にお ける培養液に添加して用いられるほか、安定剤として用いられる。本成分は、生物 由来原料に該当することから、動物用生物由来原料基準(平成15年7月28日農林 水産省告示第 1091 号)(以下「原料基準」という。)に基づいたリスク管理が行わ れる。原料基準では、病原微生物や牛海綿状脳症の病原体の汚染防止や健康な動物 由来の原料を用いること等が規定されており、動物用ワクチンの添加剤として使用 される動物由来タンパク質分解物は、原料基準を遵守したものである。また、本成 分を用いた生ワクチンに該当する製剤については、動物用生物学的製剤基準(平成 14年10月3日農林水産省告示第1567号)により、無菌試験法、マイコプラズマ 否定試験や迷入ウイルス否定試験等で試験するときに適合しなければならないとさ れている。今般の食品健康影響評価では、病原体の汚染に対するリスクについては 原料基準の遵守及び製剤の製造工程で規定される各種試験への適合により排除され る。したがって、健康な動物由来の組織等を用いて作製された動物由来タンパク質 分解物として評価を行った。

通常、人は牛、豚又は鶏由来の肉、ゼラチンや乳等を経口的に摂取している。動物由来タンパク質分解物は、酸又は酵素により分解された、ポリペプチドの混合物である。動物由来タンパク質分解物含有ワクチンを投与された動物では、投与された動物由来タンパク質分解物は各動物体内で免疫学的又は生理的に処理され、分解されると考えられ、動物由来の食品を介して人が暴露される動物用ワクチンに由来する動物由来タンパク質分解物の量はごく僅かと考えられる。

1	したがって、原料基準が遵守され、かつ、製剤の製造工程で規定される各種試験
2	に適合する限り、動物用ワクチンの添加剤として含まれる本成分の食品健康影響は
3	無視できると考えられる。
4	
	8 2-フェノキシエタノール: 1 用量中 $11mg$ までのもの
5	
6	評価の方向性について検討中
	【事務局より】
	本成分については、動物用ワクチン添加剤の成分の評価の考え方についての①~④のいずれに
	も該当しません。一方で、本成分については、EUの消費者安全委員会(SCCS)が化粧品として
	含有される本成分についての評価を行い、その報告書が公表されております。
	本報告書には、薬物動態試験、各種毒性試験等について知見が記載されております、このため、
	本成分については、当該「5. その他」の「(1)物質の性状等から人への健康影響は無視できる
	と個別に判断される成分」に区分し、次回以降上記報告書に記載された知見をご確認頂くと共に、 食品健康影響評価についてご審議をお願いいたします。
7	良の関係が管計画について、金融をお願いいたしまり。
7	
8	6. 評価困難なもの又は評価を行わないもの(1 成分)
9	
	(1) 代謝性オイル (混合物の成分として)
10	
11	「代謝性オイル(混合物の成分として)」は混合物であり、リスク管理機関より提出
12	された資料の範囲では、含有されている物質が特定できないことから、評価困難であ
13	る。
14	
15	7. 未分類のもの